

令和元年度 後期高齢者歯科口腔健康診査について

愛媛県後期高齢者医療の被保険者の方を対象に、無料の歯科口腔健診を実施します。

お口の健康は、おいしい食事、楽しい会話はもちろんのこと、全身の健康にもつながります。この機会にぜひ歯科口腔健診を受診してください。

●対象者

○愛媛県後期高齢者医療の被保険者の方

※ ただし、以下の方は対象外となります。

- ① 病院または診療所に6か月以上継続して入院している方
- ② 障害者支援施設、国立重度知的障害者総合施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、介護保険施設等へ入所・入居している方
- ③ 当該年度中に他の保健事業の歯科口腔健診を受けた方

●健診項目

- ① 問診
- ② 歯の状態(現在ある歯、入れ歯咬み合せや噛む機能の確認)
- ③ 口腔機能評価(口の中の健康診査)
舌、口唇の運動機能／嚥下の状態(飲み込む力の確認)／口腔乾燥／粘膜の状態／口腔の状態(歯・義歯の清掃状況等の確認)／歯周組織の状況
- ④ 保健指導

●申込方法

愛媛県後期高齢者医療広域連合に電話等で直接お申し込みください。

クーポン券、受診票、質問紙、実施歯科医院一覧表をセットにして郵送します。

※ 愛媛県後期高齢者医療から受診をお勧めする方には、クーポン券等を送付しています。

●受診期間

令和2年2月29日(土)まで

●受診方法

クーポン券が届いたら、事前に電話等にて健診実施歯科医院にご予約のうえ、受診してください。

●受診場所

○後期高齢者の歯科口腔健康診査実施医院

クーポン券と一緒に歯科健康診査実施医院一覧表を掲載した「健診のしおり」を同封しますので、ご参照ください。

また、愛媛県後期高齢者医療広域連合と愛媛県歯科医師会のホームページにも掲載しています。

●その他注意事項

○歯科口腔健康診査は期間中に1回のみです。後日重複受診が判明した場合は費用を請求させていただきますのでご了承ください。

○歯科口腔健診は無料ですが、その後に治療行為が行われる場合は有料となりますのでご注意ください。

●申込み・問い合わせ

愛媛県後期高齢者医療広域連合

事業課保健事業係

☎ 089-911-7739

☎ 089-911-7735

✉ info@ehime-kouiki.jp



薬は正しく使いましょう！

薬と健康の週間

10月17日(木)～23日(水)

お薬を使用する際には、次のようなことに注意し、より安全に効果的に使用してください。

●使用する前に薬の添付文書をよく読みましょう。

添付文書には、用法・用量、効能・効果のほか、使用上の注意、副作用などについて書いてあります。必ずよく読んでから使用し、読んだ後も大切に保管しておきましょう。

●用法・用量を守りましょう。

薬の作用は、使用量と深い関係がありますので、自分の判断で使用量や回数を増減してはいけません。たくさん飲めばよく効く、速く効くというわけではなく、決められた量以上に用いると体に好ましくない反応(副作用)が出る場合があります。

また、決められた薬の服用時間を守りましょう。

○薬の服用時間

食前 食事のおよそ30分前

食後 食事のおよそ30分後

食間 食事と食事の間(食事のおよそ2時間後)

頓服 痛み、熱など、症状のある時

●薬の形(剤形)にあった服用方法を守りましょう

錠剤・カプセル剤 コップ一杯程度の水またはぬるま湯で服用してください。

液剤 薬の成分を均等にするために、よく振ってから飲んでください。一回量は計量カップなどに移してから飲んでください。

●薬の飲み合わせ(相互作用)に注意しましょう

複数の薬の飲み合わせによって、作用が強くなり、副作用を生じたり、効き方が弱くなったりすることがありますので、医師や薬剤師に相談してください。



●高齢者の薬の使用には特に注意しましょう

高齢者は様々な病気にかかっていることが多いので、複数の薬を併用する機会が増えます。また、加齢によって、身体機能が低下するため、薬が強く効きすぎて副作用が起こりやすくなります。体調の変化を感じた場合は、自分で判断せず、医師や薬剤師に伝えて判断を仰ぐようにしてください。

●薬は正しく保管しましょう

子どもの誤飲事故を防ぐために、子どもの手の届かないところに保管しましょう。また、薬は湿気、光、熱などに弱いので、直射日光の当たらない涼しい場所で保管しましょう。容器の詰替えは、内容や使い方が分からなくなり誤用や事故のもとになるのでやめましょう。

●古い薬の使用はやめましょう

有効期限の切れた薬は処分しましょう。

医療機関で処方された薬は、その時に使い切るのが基本ですが、残ってしまった場合は使用期限にかかわらず処分しましょう。似たような症状が現れた際に自分の判断で使用するのは危険です。

●問い合わせ

愛媛県 薬務衛生課 ☎ 089-912-2391

(一社)愛媛県薬剤師会 ☎ 089-941-4165

✉ http://www.yakuehime.jp/

国民健康保険・後期高齢者医療保険からのお知らせ

あんま・マッサージはり・きゅうの正しいかかり方

◆医療保険が使える施術

○あんま・マッサージ

筋麻痺・関節拘縮などで、医療上マッサージを必要とする症状がある場合

○はり・きゅう

神経痛・腰痛症・頸椎捻挫後遺症・五十肩・リウマチ・頸腕症候群

◆医療保険の対象とならないものの例

- ・疲れやコリをとるためや、気持ちがいい等の疲労回復目的
- ・疾病予防のため



◆治療を受けるときの注意点

- ・医師の同意が必要です。また継続して治療を受ける場合は、定期的に医師の同意を受けなければなりません。
- ・往診にかかる費用(往療料)は、歩行不能・歩行困難など、通院ができない特別な事情がある場合に医療保険が使えます。(施術所が遠い、交通の便が悪い等は医療保険の対象となりません。)

●問い合わせ 各総合支所住民課(住民福祉課)

弓削総合支所 ☎ 77-2503 生名総合支所 ☎ 76-3000

岩城総合支所 ☎ 75-2500 魚島総合支所 ☎ 78-0011

国民健康保険・後期高齢者医療保険からのお知らせ

整骨院、接骨院(柔道整復)の正しいかかり方

◆医療保険が使える施術

- 骨折、脱臼、打撲、ねんざ等(肉離れなどを含む)(骨折及び脱臼のときは、応急手当の場合を除き、医師の同意が必要です。)

◆医療保険の対象とならないものの例

- ・日常生活での疲れや肩こり、腰痛、筋肉疲労
- ・ケガはないが、気持ちがいい等の疲労回復目的
- ・脳疾患後遺症などの慢性病や症状の改善がみられない長期の治療
- ・整形外科等、病院で治療中の部位



◆治療を受けるときの注意点

- ・負傷の原因を正しく伝えましょう。
- ・治療が長引く場合は、一度医師の診断を受けましょう。

●問い合わせ 各総合支所住民課(住民福祉課)

弓削総合支所 ☎ 77-2503 生名総合支所 ☎ 76-3000

岩城総合支所 ☎ 75-2500 魚島総合支所 ☎ 78-0011